

防災行政無線が聞こえなかったり、聞き逃したりした場合は☎042-539-2061、2062で内容を確認できます

公的年金を受給されている方へ 【問合せ】 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

年金所得者について、次の①②ともに該当する場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、医療費控除などによる還付を受ける場合は、所得税の確定申告をすることもできます。

詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下

※確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けるとき、および公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

①申告と納付の期限

〈所得税および復興特別所得税〉2月17日(月)～3月16日(月) (還付申告は2月14日(金)以前でも申告できます。)

〈贈与税〉2月3日(月)～3月16日(月)

〈個人事業者の消費税および地方消費税〉3月31日(火)まで

②駐車場について

2月3日(月)～3月16日(月)の間は、青梅税務署の駐車場は身体障害者用車両を除き利用できません。

この期間中は、河辺駅北口の「イオンスタイル河辺」の駐車場が公共交通機関をご利用ください。

③国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーについて

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成した申告書等は印刷して書面により提出できるほか、e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用して提出することもできます。

また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Tax の利用に際しては、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用する方法とID・パスワードを使用する方法があり、ID・パスワードはお近くの税務署で発行できます。詳しくは、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/) または e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎ 0570・01・5901) へ確認してください。

④昨年 e-Tax を利用した方や市の相談会場を利用した方へ

昨年 e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用した方や、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトして書面で提出した方には、令和元年分の確定申告書等の用紙が送付されません。令和元年分の確定申告も引き続き e-Tax を利用してください。

また、税理士会による無料相談会場や市の相談会場に申告書を提出した方も

確定申告書等の用紙は送付されませんので、ご注意ください。

⑤社会保障・番号制度の導入について

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告書には提出の都度、マイナンバー (個人番号) の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。申告者本人の個人番号以外に、同一生計配偶者や扶養親族等についてもマイナンバー (個人番号) の記載が必要です。

なお、e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。国税に関する社会保障・番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/) 内の「社会保障・番号制度 (マイナンバー) について」をご覧ください。

⑥医療費控除における添付書類について

医療費控除を申告する場合には「医療費控除の明細書」(セルフメディケーション税制を適用する場合は「セルフメディケーション税制の明細書」) の添付が必要です。領収書の提出は不要となりますが、ご自身が5年間保管する必要があります。また、税務署から求められた時には提示または提出しなければなりません。

なお、各健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」により明細書の記入を省略できることがあります。ご不明な場合は各保険者等にご確認ください。

⑦災害を受けた場合の税務手続等について

災害により被害を受けた場合には、申告などの期限の延長や納税の猶予など、申告・納税に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

⑧消費税率の引き上げについて

令和元年10月に、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、税率の引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。

⑨「にせ税理士」および「にせ税理士法人」にご注意ください

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

【問合せ】〈①～⑧〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

〈⑨〉 東京税理士会青梅支部 ☎ 0428・23・2331

ご利用ください
インターネット議会中継

本会議の映像をインターネットで配信しています。パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにになりました。

「市民に開かれたわかりやすい議会」を一層推進するため、積極的に議会情報をお届けしていきますので、ぜひご利用ください。

【アクセス方法】市ホームページから、福生市議会、インターネット中継にアクセスして、ご覧ください。

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523



東京2020オリンピック聖火リレーコースが発表されました！

東京2020オリンピック聖火リレーの福生市での走行コースが発表されました。

当日は、ゴール地点の福生市役所でミニセレブレションを開催予定です。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

～市制施行50周年企画～
毎号全役が交代！
「ふっさ市民写真リレー」
FUSSA LOVE
FUSSA PRIDE

▲加美平保育園園長の高田ヒロ子さん

30年にわたり加美平保育園の園長として、子どもたちを見守ってきた高田さん。その功労が称えられ、昨年11月に、令和元年秋の叙勲「瑞宝双光章」を受章されました！

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

▲市ホームページで詳しく紹介しています！

また、当日にお手伝いをいただけるボランティア等の募集も行う予定です。ぜひご応募ください。

【走行コース】田園通り(睦橋東交差点) ↓五日市街道 ↓新興多摩街道 ↓福生市役所 ※全長約2.6km

【走行日】7月13日(日)

市制施行50周年記念
福生の「ハコモノ」未来トーク
～みんなで描こう、将来の姿～

福生市では、これからの公共施設について市民の皆さんと一緒に考えるため、シンポジウムを開催します。ぜひ、皆さんお越しください。

【日時】2月9日(日)午後2時～4時
【場所】もくせい会館3階会議室
【シンポジウム内容】①基調講演「まちの資産の活用をジブンゴトに～共創を通じた未来の公共空間の再考～」
②市の公共施設の歴史、現在の取り組み、今後のスケジュール説明
③各地区の地域懇談会の報告
④ディスカッション「福生市の公共施設の将来の姿」
【登壇者】〈ファシリテーター〉小澤はる奈氏 (元公民館運営審議会委員ほか)
〈学識関係者〉讃岐亮氏 (首都大学東京助教)
〈地域関係者〉田村光男氏 (元福生市社会教育委員ほか)
〈市関係者〉福生市長加藤育男
【申込み】受付中。2月4日(火)までに行政管理課へ電話 (☎ 551・1580)、または市ホームページの申込フォームから申し込みください (応募多数の場合は、申込終了とする場合があります)。
※電話での申込みは平日午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)

▲ホームページQRコード